

豊川市監査公表第14号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成27年8月25日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	上 澤 勉
同	井 川 郁 恵

別 紙

財政援助団体等監査の結果に基づく措置通知書（健康福祉部保健センター）

監 査 対 象 一般社団法人豊川市歯科医師会

所 管 部 署 健康福祉部保健センター

監査実施期間 平成26年 6月16日から

豊川市監査公表第30号分

平成26年 7月24日まで

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(改善事項)</p> <p>1 休日夜間診療所（歯科）運営費補助金交付要綱第3条第1項に規定する補助対象経費のうち、その他の経費の内容及び別表に規定する診療延日数の算出方法が不明確であるため、改正されたい。</p> <p>2 豊川市歯科医療センター運営費・備品購入費補助金交付要綱第2条別表の基準額及び補助対象経費が不明確であるため、改正されたい。</p> <p>3 休日夜間診療所（歯科）及び歯科医療センターの運営費補助金について、市の補助金の交付年度の翌年度に歯科医師会の収入として経理されているため、交付年度に未収金として計上するよう指導されたい。 また、補助金実績報告書に支出額の誤り及び3月末までに支出額が確定されていない経費が含まれているため、支出の確認及び団体の指導を徹底されたい。</p> <p>4 休日夜間診療所（歯科）に係る当番医師の調整業務を歯科医療センター運営業務として委託しているが、当該業務は市の業務ではないため、休日夜間診療所（歯科）運営費補助金として交付されたい。</p>	<p>1 休日夜間診療所（歯科）運営費補助金交付要綱について、補助対象経費等を明確に表現した内容に改正し、平成27年4月1日より施行した。</p> <p>2 豊川市歯科医療センター運営費・備品購入費補助金交付要綱について、補助対象経費を明確に表現した内容に改正し、平成27年4月1日より施行した。</p> <p>3 休日夜間診療所（歯科）及び歯科医療センターの運営費補助金について、豊川市歯科医師会と協議し、平成26年度の決算報告書より、交付年度と同一の決算期に未収金として計上した。 毎年4月10日までに提出される補助金実績報告書の支出の確認等は、記載された額を証明する領収書等の提示をさせるとともに、その内容の適否について確認し、この事務取扱手順を今後も継続していくこととした。</p> <p>4 休日夜間診療所（歯科）に係る当番医師の調整業務について、歯科医療センター運営業務として委託していたが、休日夜間診療所（歯科）運営費補助金交付要綱を改正し、平成27年度より、補助金として交付することとした。</p>

(注) 上記の措置状況は、平成27年7月10日現在のものである。